



# キャリアアップ助成金

## (賃金規定等共通化コース)

有期契約労働者等に対して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に受給の可能性があります！

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」に基づき、キャリアアップ計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
2. 労働協約または就業規則の定めるところにより、有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに設け、賃金規定等の区分に対応した基本給等の待遇を定めていること
3. 正規雇用労働者に係る賃金規定等を、新たに作成する有期契約労働者等の賃金規定等と同時またはそれ以前に導入していること
4. 賃金規定等の区分を有期契約労働者等と正規雇用労働者についてそれぞれ3区分以上設け、かつ、有期契約労働者等と正規雇用労働者の同一の区分を2区分以上設け、そのうち1区分以上を適用していること
5. 上記4の同一区分における、有期契約労働者等の基本給など職務の内容に密接に関連して支払われる賃金の時間当りの額を、正規雇用労働者と同等以上とすること
6. 賃金規定等が適用されるための合理的な条件を労働協約または就業規則に明示していること
7. 賃金規定等をすべての有期契約労働者等と正規雇用労働者に適用させたこと
8. 賃金規定等を6か月以上運用していること
9. 賃金規定等の適用を受けるすべての有期契約労働者等と正規雇用労働者について、適用前と比べて基本給等を減額していないこと

## 受給内容

事業所当り **42万7,500円<54万円> (57万円<72万円>)**

※共通化した対象労働者(2人目以降)について加算

対象労働者1人当り **15,000円<18,000円> (20,000円<24,000円>)**  
(上限20人まで)

※< >内は生産性の向上が認められる場合の額

※( )内は中小企業事業主に対する助成額

※1事業所当り1回のみ

## 取り扱い機関

公共職業安定所